

島根原子力発電所2号炉 審査資料	
資料番号	EP-061改66(回2)
提出年月日	令和2年11月4日

令和2年11月
中国電力株式会社

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（大規模損壊：本文）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	令和2年7月7日	号炉間融通に用いる可搬ケーブルの確保状況を説明すること。	ヒアリング (令和2年7月13日) にて説明	島根2号炉は単独申請プラント（1号：廃炉，3号：未認可）であることから，設置許可基準規則57条及び技術的能力審査基準1.14の要求である「複数号機設置されている工場等」には該当しないと考えており，号炉間融通についてはSA設備・手順として整備しておらず，技術的能力審査基準1.14の解釈にて記載のある予備ケーブルの確保についても対象外であると考えている。 なお，自主対策として，1号機非常用DGからの電力融通が可能となるよう常設のケーブルを使用する手順を整備しており，融通ケーブルについては57条，手順については1.14に自主対策設備としてそれぞれ記載しているが，予備ケーブルについては配備していない。
2	令和2年7月7日	自然現象の抽出・選定の詳細な考え方を示すこと。	ヒアリング (令和2年7月13日) にて説明	大規模損壊のケーススタディで扱う自然現象の抽出・選定の考え方について記載した。 (EP-061改55(1) 2.1-19～35,添付2.1-1～71参照)
3	令和2年7月13日	中継コード最長敷設ルート上における水密扉の有無を説明すること。 また，SA時及び大規模損壊時における水密扉通行の考え方を説明すること。	審査会合 (令和2年7月21日) にて説明	重大事故等時及び大規模損壊時において，中継コード敷設ルート上の水密扉の有無及び通行の考え方について記載した。 (資料3-6 添付2.1-184参照)
4	令和2年7月13日	大規模損壊における自然現象の抽出の考え方を，本文及び添付それぞれ整理し説明すること。	審査会合 (令和2年7月21日) にて説明	本文及び添付資料の自然現象の評価結果における事象想定の方について整理し，記載を適正化した。 (資料3-6 添付2.1-5～19参照)

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（大規模損壊：本文）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
5	令和2年7月13日	発電用原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然現象として、土石流を抽出する必要があるか説明すること。	審査会合 (令和2年7月21日) にて説明	土石流による発電用原子炉施設への影響度を評価し、特に発電用原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然現象として、地滑り（土石流）を選定した。 (資料3-1 5, 資料3-6 2.1-20,28,33,34,添付2.1-4,19,51~60参照)
6	令和2年7月13日	太陽フレア、磁気嵐が落雷に包含される理由等を他事象含め詳細に説明すること。	審査会合 (令和2年7月21日) にて説明	自然現象の評価結果における事象想定について詳細に記載した。 (資料3-6 添付2.1-5~19参照)
7	令和2年7月28日	自然現象のうち土石流について、設計基準を超えた被害想定の設定の考え方を説明すること。	ヒアリング (令和2年8月17日) にて説明	土石流に対する事故シーケンス抽出について、設計基準を超える土石流の事象想定の方針について明確に記載した。 (EP-061改59 添付2.1-51,52,60参照)
8	令和2年8月17日	大規模損壊で考慮する土石流について、流出土砂量の2倍程度に対して影響拡大範囲が変わらない考え方を説明すること。 また、影響範囲に対して、各建物まで到達しない考え方と距離の考え方を説明すること。	審査会合 (令和2年8月28日) にて説明	大規模損壊において考慮する土石流の影響範囲等の考え方について明確にした。 (資料1-2-4 添付2.1-51~54参照)
9	令和2年9月28日	津波高さなど、具体的な想定規模の記載について充実を図ること。	審査会合 (令和2年10月8日) にて説明	自然現象が発電用原子炉施設へ与える影響評価について、具体的な想定規模等、記載を充実化した。 (資料1-2-3 2.1-24~33参照)